

#### 4 相続

- (1) 法律相談料 初回30分無料, それ以降30分5,500円
- (2) 遺言書作成 自筆証書遺言11万円~, 公正証書遺言165,000円~
- (3) 遺言書検認申立 11万円
- (4) 遺言執行

##### ア 基本

被相続人の財産が300万円以下の場合	33万円
被相続人の財産が300万円を超え3000万円以下の場合	$(2\% + 30万円) \times 1.1$
被相続人の財産が3000万円を超え3億円以下の場合	$(1\% + 60万円) \times 1.1$
被相続人の財産が3億円を超える場合	$(0.5\% + 220万円) \times 1.1$

##### イ 特に複雑又は特種な事情がある場合

弁護士と受遺者との協議により定める額とします。

##### ウ 遺言執行に裁判手続を要する場合

上記遺言執行手数料とは別に, 裁判手続に要する費用を含みます。

#### (5) 相続サポートプラン

ア 相続人の調査 55,000円~

イ 相続財産の調査 55,000円~

#### (6) 遺産分割

ア 遺産分割協議書作成 11万円~

##### イ 遺産分割協議代理

着手金	22万	
報酬金	取得した遺産が300万円以下の場合	取得した遺産の10% $\times$ 1.1
	取得した遺産が300万円を超え3000万円以下の場合	$(取得した遺産の5\% + 25万円) \times 1.1$
	取得した遺産が3000万円を超え3億万円以下の場合	$(取得した遺産の2\% + 105万円) \times 1.1$
	取得した遺産が3億円を超える場合	$(取得した遺産の1\% + 500万円) \times 1.1$

・協議が成立した場合に報酬金が発生します。

##### ウ 遺産分割調停(審判)代理

着手金	275,000円
-----	----------

報酬金	取得した遺産が300万円以下の場合	取得した遺産の10%×1.1
	取得した遺産が300万円を超え3000万円以下の場合	(取得した遺産の5%+25万円)×1.1
	取得した遺産が3000万円を超え3億万円以下の場合	(取得した遺産の2%+105万円)×1.1
	取得した遺産が3億円を超える場合	(取得した遺産の1%+500万円)×1.1

- ・調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。
- ・遺産分割協議代理から引き続き受任する場合は、遺産分割協議代理としての報酬金は発生しませんが、遺産分割調停（審判）代理の着手金は11万円となります。
- ・期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき11,000円をいただきます

(7) 遺留分侵害額請求

ア 遺留分侵害額請求調停（審判）代理

着手金	275,000円	
報酬金	対象となる遺留分の時価相当額が300万円以下の場合	対象となる遺留分の時価相当額の16%×1.1
	対象となる遺留分の時価相当額が300万円を超え3000万円以下の場合	(対象となる遺留分の時価相当額の10%+25万円)×1.1
	対象となる遺留分の時価相当額が3000万円を超え3億万円以下の場合	(対象となる遺留分の時価相当額の6%+105万円)×1.1
	対象となる遺留分の時価相当額が3億円を超える場合	(対象となる遺留分の時価相当額の4%+500万円)×1.1

- ・調停（審判）が成立した場合に報酬金が発生します。
- ・期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき11,000円をいただきます

イ 遺留分侵害額請求訴訟代理

着手金	385,000円	
報酬金	対象となる遺留分の時価相当額が300万円以下の場合	対象となる遺留分の時価相当額の16%×1.1
	対象となる遺留分の時価相当額が3	(対象となる遺留分の時

	00万円を超え3000万円以下の 場合	価相当額の10%+25 万円) × 1.1
	対象となる遺留分の時価相当額が3 000万円を超え3億円以下の場 合	(対象となる遺留分の時 価相当額の6%+105 万円) × 1.1
	対象となる遺留分の時価相当額が3 億円を超える場合	(対象となる遺留分の時 価相当額の4%+500 万円) × 1.1

・遺留分請求が認められた場合又は遺留分請求額を減額させた場合に報酬金が発生  
します。

・遺留分侵害額請求調停(審判)代理から引き続き受任する場合は、遺留分侵害額請  
求調停(審判)代理としての報酬金は発生しませんが、遺留分侵害額請求代理の着  
手金は11万円となります。

・期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき11,000円をいた  
だきます

(8) 相続放棄

ア 相続放棄申立 165,000円～

イ 期間伸長申立 11万円

(9) 限定承認申立 165,000円～

(10) 遺言無効の訴え 民事家事事件で経済的利益を基準に弁護士報酬を決定する場合の  
弁護士費用に準じます。

(1) 成年後見・保佐・補助申立 22万円～

(2) 任意後見人・財産管理 月額11,000円～110,000円

・不動産の処分や委任事務処理のため裁判手続等を要した場合は月額報酬とは別に弁  
護士報酬が必要となります。

(13) 預金を使い込んだ相続人に対する損害賠償請求 民事家事事件で経済的利益を基準  
に弁護士報酬を決定する場合の弁護士費用を参照して下さい。